

あるかぼーと・唐戸エリアマスタープランデザイン会議設置要綱 (案)

## (設置)

第1条 あるかぼーと・唐戸エリアマスタープラン（以下「プラン」という。）の推進に向けた具体的な実施内容及び企画等を調査、研究をして取り纏め、「あるかぼーと・唐戸エリアマスタープラン推進会議」（以下「推進会議」という。）へ提案する、「あるかぼーと・唐戸エリアマスタープランデザイン会議」（以下「デザイン会議」という。）を設置する。

## (目的)

第2条 デザイン会議は、次に掲げる事項について調査、研究をして取り纏めて、推進会議に提案する。

- (1) あるかぼーと・唐戸エリアの開発及びプランの推進に関すること。
- (2) あるかぼーと・唐戸エリアにおいて、官民が実施する取組のクオリティーコントロールに関すること。
- (3) 持続可能なエリアマネジメントの創出に関すること。
- (4) その他前号に掲げるもののほか、あるかぼーと・唐戸エリアの開発及びプランの具現化のため必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 デザイン会議の委員（以下「委員」という。）は次に掲げる者で市長が選考し、指名する。

- (1) あるかぼーと・唐戸エリアマスタープラン推進業務の受託者
- (2) あるかぼーと・唐戸エリアマスタープラン推進業務により配置される各専門家
- (3) あるかぼーと・唐戸エリアにおいて事業を実施する又は実施予定の事業者・民間団体等
- (4) 金融その他事業の推進に必要な専門性を有する者
- (5) あるかぼーと・唐戸エリア開発に対する意欲と実行力を持つ者
- (6) その他市長が必要と認める者

## (報償)

第4条 委員の報償は、市長が別に定めるものとする。

## (運営)

第5条 デザイン会議の運営については、次に定めるところによる。

- (1) デザイン会議に、マネージャー1名をおき、第3条第1号に掲げる者の代表者をもって充てる。
- (2) マネージャーは、デザイン会議を総括し、デザイン会議を代表する。
- (3) マネージャーは、デザイン会議の議事進行を行い、議論の喚起を促し、円滑に会議を進められるよう努めるものとする。
- (4) デザイン会議は、必要に応じてマネージャーが招集する。
- (5) マネージャーが必要と認める場合は、デザイン会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- (6) 各委員は、マネージャーの了解を得たうえでデザイン会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- (7) 委員がやむを得ない事情によりデザイン会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- (8) デザイン会議は、原則非公開とする。ただし、デザイン会議において特に必要があると認めるときは、公開とすることができる。
- (9) デザイン会議の議事概要は、遅滞なく下関市ホームページにおいて公開する。ただし、デザイン会議の決定によりその全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 デザイン会議の事務局長は、副市長とする。

2 デザイン会議の事務局の職員は、エリアビジョン推進室の職員を充てるものとする。

(庶務)

第7条 デザイン会議の庶務は、エリアビジョン推進室及びエリアビジョン推進室長が指名する者において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、デザイン会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月 日から施行する。